

川本町町内消費拡大商品券事業 実施要領兼登録事業者募集要項

川本町

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や外食機会の自粛・制限が続いており、さらなる町内消費を喚起するため、全町民に対し町内で利用できる商品券を配布する。

2. 商品券概要

- 配布額: 町民 1 人あたり 10,000 円 (500 円券 × 20 枚)
- 配布数: 約 3,200 部
- 配布日: 令和 3 年 7 月下旬
- 利用期限: 令和 3 年 10 月 31 日(日)

3. 取扱遵守事項

- (1) 川本町内の取扱事業者のみで利用可能とし、取扱にあたっては登録申請すること。
- (2) 取扱事業者は、後日配布する「取扱店証」を利用者に分かりやすい箇所に明示すること。
- (3) 券面金額以下の利用に対し、釣り銭を出すことはできない。
- (4) 転売、換金、再利用及び偽造等の不正行為をしてはならない
- (5) 再利用を防止するため、受け取った券の裏面に「**事業者名**」または「**取扱者名**」を**記入もしくは押印すること。**なお、すでに記入・押印された券は受け取ってはならない。
- (6) 利用期限が経過した券は受け取ってはならない。
- (7) 受け取った券が明らかに偽造されたものであるときは、速やかに町へ報告すること。また、偽造された券を受け取ってはならない。
- (8) 汚損・破損により判別不能な券は受け取ってはならない。
- (9) 受け取った券の盗難、紛失、滅失、偽造及び模造に関して、町はその責を負わない。
- (10) 事業者において発生する券の取扱に係る費用等について、町はその責を負わない。

4. 換金の流れ

- (1) 受け取った券を川本町商工会に持ち込み。
- (2) 川本町商工会で集計後、町で再集計し支払額を確定。
- (3) 町から指定口座へ振り込み。*** 振込先口座の変更は原則できません。**
※振込日: **毎月 10 日・20 日・末日**(土・日・祝日の場合、直前の平日)
振込日の 6 営業日前までに町へ到着した分ごとに支払います

例)8月10日(火)振込 ← 7月30日(金)までに到着

8月20日(金)振込 ← 8月12日(木)までに到着

8月31日(火)振込 ← 8月23日(月)までに到着

(4) 最終振込日:12月10日(金) ← 12月2日(木)までに到着

5. 取扱店登録要件

川本町内において事業を営む者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者
- (2) 暴力団又は暴力団員を利用し、資金提供し、又は、便宜を供与する等の関係を有している者
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる者
- (4) 次の商品券利用対象外の取引、商品を取り扱う者
 - ・不動産及び金融商品
 - ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- (5) その他、町長が不適と認める者

6. 登録申請方法

○本要項の内容に同意したうえで、別紙「登録申請書」に記入し川本町商工会に提出してください。提出方法は、郵送または持参してください。

○川本町商工会が実施した令和2年度プレミアム商品券事業において取扱事業者として登録した事業者は、川本町商工会から町への登録情報の提供に同意することで登録とします。

■登録申請窓口

川本町商工会 〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本 558-10

■申請期限:令和3年7月12日(月)

※期限以降も登録は可能ですが、券配布時に同封する利用店一覧には掲載されません。利用店一覧は町ホームページに掲載します。

7. 問い合わせ先

産業振興課 TEL:0855-72-0636

川本町商工会 TEL:0855-72-0123